

協同組合日本脚本家連盟

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会（第4回・2023年10月2日）

説明資料

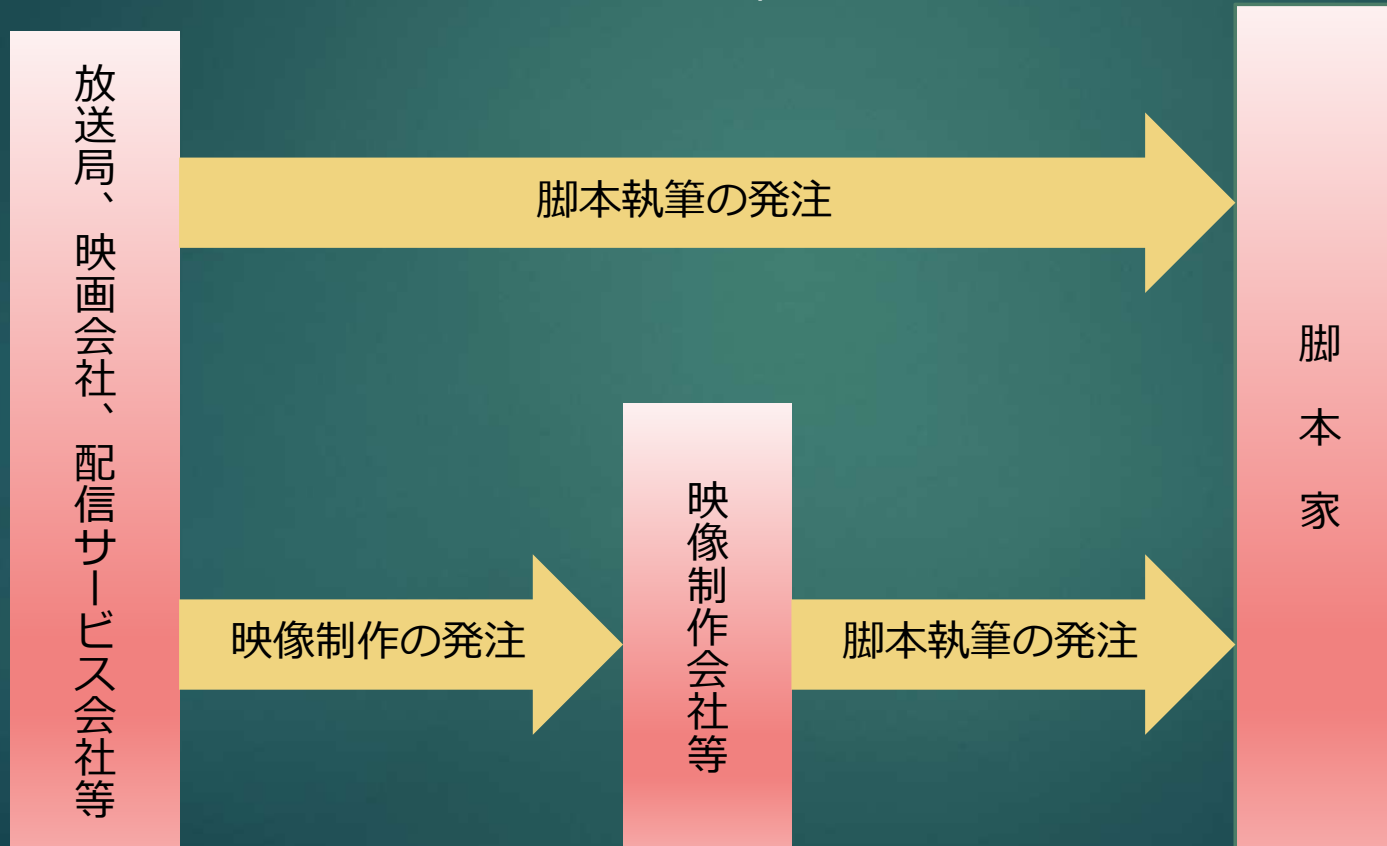
I . 団体概要

- ▶ 日本脚本家連盟（以下「日脚連」）は、1966年3月1日に、放送番組の脚本を執筆している脚本家の社会生活を擁護し、その経済的地位の向上をはかる目的をもって、脚本家たち自身の手により、協同組合として設立された。その主な目的は、「中小企業等協同組合法」に基づく団体協約によって脚本家の保護を図ることにあった。現在では、NHK、日本民間放送連盟、日本動画協会等と団体協約を締結して、最低脚本料、著作物使用料等の基準を定めている。
- ▶ 日脚連の活動は、団体協約の締結などによる脚本の執筆条件や使用条件の改善とともに、会員に対する福利厚生制度の充実を中心に展開された。1970年に、次世代を担う脚本家を養成するための教育事業を開始、さらに1974年には、文化庁から「著作権二関スル仲介業務二関スル法律」（仲介業務法）による、わが国最初の脚本に関する著作権仲介業務団体として許可を受け、脚本家と著作権の信託契約を結んで、著作権管理団体としての活動が始まった。その後、2001年10月に仲介業務法に代わって「著作権等管理事業法」が施行されると、著作権等管理事業の登録とともに、脚本等言語の著作物に関する指定事業者指定され、管理著作物の放送、ビデオグラム、ケーブルテレビ、ネット配信等について、使用の許諾、使用料の徴収・分配を行っている。
- ▶ 「著作権管理事業」「福利厚生事業」「教育事業」は現在も日脚連の中核をなす事業となっている。
- ▶ 会員数は2023年3月31日現在、1,638名である。

Ⅱ. 取引について

1. 脚本家と発注者について

- ▶ 脚本家はフリーランスがほとんど
- ▶ 発注者は放送局、映画会社、映像制作会社等



2. 発注について

- ▶ 作品単位で発注されることが多い
- ▶ 脚本は文芸作品であり、誰が執筆しても良いものではなく、再委託は契約で禁止されていることがほとんど

3. 報酬について

- ▶ 報酬未払いは稀に発生する
- ▶ 納品から支払まで60日を超えることは少ない
- ▶ 発注時に報酬額が提示されないケースがある
- ▶ 報酬は発注者と脚本家との交渉によって決定される
- ▶ 団体協約によって最低脚本料が規定されていることがある
- ▶ 通常額より低いと思われる著作物使用料または（報酬の加算なく）著作物の利用範囲の拡大を強いられることがある

4. 発注書について

- ▶ 下請法適用事業者であっても、交付されないことが多い
- ▶ 現在でも口頭発注が多い
- ▶ 発注書、契約書は業務完了後に交付されるケースもある
- ▶ 報酬の支払いによって発注者が取得する権利（著作物を利用できる範囲等）が明示されない場合がある

5. 受託業務について

- ▶ 脚本執筆業務
- ▶ 複数回のリライト（書き直し）が含まれる（完成後のリライトについては、程度に応じて報酬を支払うことが団体協約に定められている場合もある）

6. 契約期間について

- ▶ 作品によって単発・連続と多様な業務委託期間がある
- ▶ 視聴率や出演者等の事情により、短期間で打ち切られるケースもある

Ⅲ. 政令・規則で定めるべき事項について

- ▶ 発注者が取得する権利（著作物を利用できる範囲等）の明示を義務化すべき
- ▶ 「業務委託の期間（政令で定める期間以上の期間）」については、作品によっては単発・短期間で業務が完了する場合があるので下請法同様、不要だと考える

IV. その他

- ▶ 下請法とフリーランス新法について、発注者が有利になるような選択ができないように適用法の明確性が必要
- ▶ 著作権法には、著作者人格権として同一性保持権（無断で著作物を改変されない権利）が規定されているが、無断で脚本を改変されたり、著作者人格権を行使しないことを約束させられたりするケースがある
- ▶ 事業者が日脚連入会希望者に対して圧力をかけて加入を阻止することが後を絶たない
- ▶ 日脚連会員への脚本執筆の委嘱を避けることや、今後は日脚連会員に発注しないとの事業者の言動は日常茶飯である
- ▶ 動画配信サービス事業者等が、脚本家に脚本執筆を委嘱する際、安価な脚本料と引き換えに著作権の買い取り（バイアウト）を迫る事例が頻発している
- ▶ 親事業者（放送局等）の下請事業者（映像制作会社等）から脚本家への発注の場合、下請事業者から提示される条件は親事業者の指示による場合が多く、資金面も含め下請事業者は交渉相手たり得ない

以上